



令和4年度

中小企業向け

広島県制度融資のご案内

広島県制度融資とは

広島県が金融機関及び広島県信用保証協会と協調し、県内の中小企業のみならずに必要な事業資金を円滑に供給するために設けた、金融機関を取扱窓口とした融資制度です。



融資の対象となる方

県内に事業所を有し、原則として引き続き1年以上同一事業を営んでいる中小企業者（個人事業主を含む）、事業協同組合等（創業支援資金等は、この限りではありません。）

対象事業者

- 中小企業者**
資本金又は従業員数のどちらかが右表に該当する方
- 小規模企業者**
中小企業者のうち、従業員が20人（商業・サービス業は5人（宿泊業・娯楽業・旅行業は20人））以下の企業等
※ 消費生活協同組合は除く
- 組合等**
事業協同組合、事業協同小組合、企業組合、協業組合、商工組合及び商店街振興組合並びにこれらの者で組織する連合会

対象業種

区 分		資本金	従業員数
会社・個人	製造業等（建設業・運輸業等を含む）	3億円以下	300人以下
	ゴム製品製造業（自動車または航空機用タイヤおよびチューブ製造業、工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下
	卸売業	1億円以下	100人以下
	小売業（飲食店を含む）	5千万円以下	50人以下
	サービス業	5千万円以下	100人以下
	ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅行業	3億円以下	300人以下
	旅館業	5千万円以下	200人以下
医療法人等（医業を主たる事業とする法人）		—	300人以下
消費生活協同組合		—	—
特定非営利活動法人		—	上記会社・個人に準ずる

- **信用保証協会の保証対象業種が融資の対象**となります。
- 風俗関連営業等や金融・保険業等、政治・経済・文化団体、宗教法人等は融資の対象とはなりません。

制度の概要

※別途、対象要件があります。（詳細は中面 制度一覧をご確認ください。）



一般的な事業資金が必要な方

①一般資金 ②流動資産担保資金 ③小口資金
④無担保資金 ⑦無担保スピード保証融資

売上減少など経営に支障が出ている方
事業再生に取り組む方

⑤セーフティネット資金（国指定）
⑥自然災害・倒産防止等資金（県指定） ⑦緊急経営基盤強化資金
⑧借換資金 ⑨事業再生支援資金 ⑩特別資金

既存資金の借換をしたい方

⑧借換資金 ⑨事業再生支援資金
①一般資金〔県費預託融資の運転資金のみ〕
⑦無担保スピード保証融資



創業資金が必要な方

⑪創業支援資金

事業承継に取り組む方

⑫事業承継支援資金

事業規模の拡大をする方
新事業展開に取り組む方

⑬事業活動支援資金
⑭新成長分野支援資金

人材確保に取り組む方
働き方改革に取り組む方

⑮雇用促進等支援資金
⑯働き方改革・女性活躍推進資金



◆県費預託融資制度一覧

【令和4年4月1日時点】

制度名		対 象 者	限 度 額	使 途 ・ 融資(据置)期間	貸出利率 (固定金利, %/年)		信用保証 料率
					信用 保証付	信用 保証なし	
経営安定融資	① 一般資金	中小企業者・組合等	中小企業者 9, 000万円 組合等 12, 000万円	運 転※ 10年(1年) 設 備 10年(3年) ※借換も可(県費預託 融資の残債に限る)	【3年以内】 1. 5 【5年以内】 1. 7 【10年以内】 1. 9	左記に ＋0. 3	料率A
	② 流動資産 担保資金	売掛債権又は棚卸資産を保有する中小企業者 【流動資産担保融資保証適用】	3, 000万円	運転・設備 1年		—	年0. 68%
小規模融資	③ 小口資金	従業員20人(商業・サービス業5人(宿泊業・娯楽業は20人))以下の小規模企業者並びに事業協同小組合, 小規模な企業組合及び協業組合で, 小口零細企業保証又は特別小口保証※の対象となる者 ※特別小口保証利用の場合は, 租税を完納していること	2, 000万円	運転※・設備 10年(6月) ※特別小口保証適用時は 運転7年(6月)	【3年以内】 1. 0 【5年以内】 1. 2 【10年以内】 1. 4	—	料率B※ ※特別小口保証 適用時は 年0. 6%
	④ 無担保資金	担保の提供が困難な従業員20人(商業・サービス業5人(宿泊業・娯楽業は20人))以下の小規模企業者並びに原則として小規模企業者により構成される組合等及びその構成員		運転・設備 10年(6月)			料率B
緊急対応融資	⑤ セーフティ ネット資金 (国指定)	次のいずれかに該当する中小企業者・組合等 ア 国が指定した取引先の倒産, 生産調整, 事故, 災害又は取引金融機関の破綻によって影響を受けている者 【経営安定関連保証1～4号, 6号適用※】 ※事業所の所在地を管轄する市町の認定が必要	中小企業者 8, 000万円 組合等 16, 000万円	運 転 10年(1年) 設 備※ 10年(3年) ※災害時のみ利用可	【3年以内】 0. 8 【5年以内】 1. 0 【10年以内】 1. 2	—	年0. 7%
		イ 全国的な大規模経済危機・災害等の影響を受けている者 【危機関連保証適用※】 ※事業所の所在地を管轄する市町の認定が必要		運転・設備 10年(2年)			
		ウ 激甚災害を受けたことについて市町の証明(り災証明)のある者 【災害関係保証適用】		運 転 10年(1年) 設 備 10年(3年)			
	⑥ 自然災害・ 倒産防止等 資金 (県指定等)	県が指定した取引先の倒産, 事故並びに市町の証明(り災証明)した災害によって影響を受けている中小企業者・組合等	中小企業者 4, 000万円 組合等 8, 000万円	運 転 10年(1年) 設 備※ 10年(3年) ※災害時のみ利用可		左記に ＋0. 3	料率B
	⑦ 緊急経営基 盤強化資金	次のいずれかに該当する中小企業者・組合等 ア 経営環境の変化等により, 売上や売上総利益率等が5%以上減少, 又は経常損失に転じるなど経営の悪化を来しているが, 中長期的(概ね3年後)には業況が回復する見込みのある者	4, 000万円	運 転 10年(1年)		左記に ＋0. 3	料率B※ ※経営安定関連 保証適用時は 年0. 7%
		イ 経営の危機を克服する見込みや企業再生により再生の見込みがあるとして, 関係団体(商工会議所, 商工会, 広島県商工会連合会又は広島県中小企業再生支援協議会)の推薦を受けた者				—	
		ウ 国が認定した事業活動に著しい支障を生じている業種であって, 経営の安定に支障を生じている者 【経営安定関連保証5号適用※】 ※事業所の所在地を管轄する市町の認定が必要					
	⑧ 借換資金	緊急経営基盤強化資金の要件を満たし, かつ, 県費預託融資の借入残高のある中小企業者・組合等	8, 000万円 (うち新規運転資金 4, 000万円)	借 換※ 10年(1年) ※新規の運転資金も可		—	
	⑨ 事業再生 支援資金	次のいずれかに該当する中小企業者・組合等 ア 経営支援機関等(商工会議所, 広島県商工会連合会, 商工会, 広島県中小企業再生支援協議会及び金融機関)の支援を受けて策定した計画に基づき経営改善等に取り組み, 経営支援機関等から推薦を受けた者であって, 一定の財務要件等を満たす者	8, 000万円 (うち新規運転資金 4, 000万円)	借換・運転・設備 10年(1年)	金融 機関 所定	—	料率B
		イ 保証付き既往借入金について返済条件の緩和を行っており, 金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ, 自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う者 【条件変更改善型借換保証適用】		借換・運転・設備 15年(1年)			
ウ 中小企業再生支援協議会等の指導・助言又は経営サポート会議による検討等により作成された事業再生計画に従って事業再生に取り組む者 【事業再生計画実施関連保証適用】		年0. 8% 又は 年1. 0%					
⑩ 特別資金	緊急対応が必要であるとして知事が定める者	知事が別に定める					

(注)1 広島県信用保証協会の特別保証制度を利用する場合は, 協会の特別保証料率・保証期間等を適用します。
2 表示している貸出利率は, 令和4年4月1日適用のものであり, 金融情勢により変更する場合があります。
3 設備資金に運転資金を加え, 一体として融資実行する場合は, 運転資金の貸出利率・融資期間を適用します。

制度名		対 象 者	限 度 額	使 途 ・ 融資(据置)期間	貸出利率 (固定金利, %/年)		信用保証 料率
					信用 保証付	信用 保証なし	
産業支援融資	⑪ 創業支援資金	次のいずれかに該当する者 - 新たに事業を開始若しくは会社設立予定の個人又は中小企業者である会社 - 事業開始又は会社設立後5年未満の中小企業者 - 個人が新たに事業を開始後に法人成りし、個人事業開始後5年未満の中小企業者 【創業関連保証等適用】	3, 500万円	運 転・設 備 10年(1年)	【3年以内】 0. 8 (0. 5) 【5年以内】 1. 0 (0. 7) 【10年以内】 1. 2 (0. 9) ※()は設備	—	年0. 63%
	⑫ 事業承継支援資金	次のいずれかに該当する中小企業者等 ア 事業承継に関する認定を受けた者及びその代表者個人 【経営承継関連保証等適用】	20, 000万円 (うち新規運転資金 6, 000万円)	運 転※ 10年(1年) 設 備 15年(1年) ※認定内容によっては借換も可	【3年以内】 1. 0 (0. 7) 【5年以内】 1. 2 (0. 9) ※()は設備	—	料率C ※経営者保証 コーディネーターの 確認を受けた者は 料率Dを適用
		イ 次のいずれかに該当し、かつ一定の財務要件を満たす者 【事業承継特別保証適用】 (ア) 3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人 (イ) 一定の期間内に事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していないもの		借換・運 転・設 備※ 10年(1年) ※対象者(イ)は借換のみ			
	⑬ 事業活動支援資金	次のいずれかに該当する中小企業者・組合・特定事業者等 ア 次のいずれかの事業を行おうとするもの (ア) 「経営革新計画」「経営力向上計画」の承認若しくは認定を受けた事業 (イ) 「先端設備等導入計画」「事業継続力強化計画」「連携事業継続力強化計画」の認定を受けた事業 (ウ) 新分野へ進出(事業転換・多角化)するための事業 (エ) 中心市街地活性化法・地域商店街活性化法の認定を受けた事業 (オ) 県内の公的産業団地への新規進出 (カ) 「地域経済牽引計画」の承認を受けた事業 イ (公財)ひろしま産業振興機構が実施する「中小企業技術・経営力評価制度」による評価書の発行を受けた者	20, 000万円 (うち運転資金 6, 000万円)	運 転 10年(3年) 設 備 15年(3年)	【3年以内】 1. 0 (0. 7) 【5年以内】 1. 2 (0. 9) 【10年以内】 1. 4 (1. 1) 【10年超】 — (1. 3) ※()は設備	左記に +0. 3	料率C
	⑭ 新成長分野支援資金	成長分野(健康・医療関連, 環境・エネルギー, 航空機関連, 観光分野)の事業を行い、設備投資等により売上高又は販売数量の増加を図る中小企業者・組合等	20, 000万円 (うち運転資金 6, 000万円)	運 転 10年(3年) 設 備 15年(3年)			
労働支援融資	⑮ 雇用促進等支援資金	次のいずれかに該当する中小企業者 ア 新たに正社員を雇用(非正社員からの転換を含む)する者 イ 新たに障害者又は65歳以上の高年齢者を常用雇用する者 ウ 障害者又は65歳以上の高年齢者の雇用促進・維持を図るための施設・設備の設置又は改善の事業を行う者 エ 最低賃金を上げる者	7, 000万円	運 転 10年(1年) 設 備 10年(3年)	【3年以内】 1. 0 (0. 7) 【5年以内】 1. 2 (0. 9) 【10年以内】 1. 4 (1. 1) ※()は設備	左記に +0. 3	料率C
	⑯ 働き方改革・女性活躍推進資金	次のいずれかに該当する中小企業者・組合等 ア 「広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度」に登録し、登録の際に宣言した仕事と家庭や介護との両立支援に係る取組内容を実施するための事業を行う者 イ 女性活躍推進法の「一般事業主行動計画」を実施するための事業を行う者 ウ 「広島県男性育児休業等促進宣言企業登録制度」に登録し、登録の際に宣言した取組内容を実施するための事業を行う者 エ 「働き方改革実施企業」に該当する者	7, 000万円	運 転 10年(1年) 設 備 10年(3年)			

◆無担保スピード保証融資制度

制度名	対 象 者	限 度 額	使 途・ 融資(据置)期間	貸出利率 (%/年)	信用保証 料率
⑰ 無担保スピード保証融資	次のすべてを満たす中小企業者 - 県内に事業所を有し、信用保証対象業種に属する事業を営んでいること - 引き続き1年以上同一事業を行っていること - 申込金融機関と正常な与信取引があり、かつ返済能力があること - 直近2期の決算書等を提出できること - 信用保証協会の保有する審査システムによる判定結果が一定水準以上であること など	3, 000万円 ※運転資金は、原則として直近決算の平均月商の3か月以内 ※総保証債務残高が8, 000万円以内、かつ、保証後の総借入残高は原則として直近決算の年商以内	運 転・簡易な設備 10年(6月)	金融機関所定 (固定・変動 4. 0%以下)	料率A

◆信用保証料率

										(%/年)
区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	備 考
料率A	1. 90	1. 75	1. 55	1. 35	1. 15	1. 00	0. 80	0. 60	0. 45	基本保証料率
料率B	1. 23	1. 13	1. 08	0. 94	0. 86	0. 75	0. 60	0. 54	0. 40	広島県及び広島県信用保証協会の負担により引き下げた料率
料率C	1. 04	0. 96	0. 92	0. 80	0. 74	0. 65	0. 52	0. 48	0. 35	
料率D	0. 95	0. 80	0. 65	0. 50	0. 40	0. 30	0. 20	0. 10	0. 00	

(注)1 令和4年4月1日現在の料率であり、その後の信用保険料の改定等により変更する場合があります。

2 ①から⑨の区分は、融資申込者の経営状況等により広島県信用保証協会が決定します。

3 (公財)ひろしま産業振興機構が実施する「中小企業技術・経営力評価制度」により、評価書の発行を受けた方は、別途、広島県の信用保証料補助制度(保証料0.1%分)があります。(お問い合わせ先: 広島県商工労働局イノベーション推進チーム TEL 082-513-3355)

お申し込み先

次の各取扱金融機関へお申し込みください。

※現在、金融機関と取引のない方などは、まず信用保証協会に申し込みを行い、金融機関へのあつ旋を受けることもできます。

	県費預託融資制度	無担保スピード保証融資制度
銀行	広島銀行、もみじ銀行、中国銀行、山口銀行、伊予銀行 四国銀行、西日本シティ銀行、山陰合同銀行、西京銀行 鳥取銀行、百十四銀行、愛媛銀行、香川銀行、トマト銀行 りそな銀行	広島銀行、もみじ銀行、中国銀行、山口銀行、伊予銀行 四国銀行、西日本シティ銀行、山陰合同銀行、西京銀行 百十四銀行、愛媛銀行、香川銀行、トマト銀行、りそな銀行
信用金庫	広島信用金庫、呉信用金庫、しまなみ信用金庫 広島みどり信用金庫	広島信用金庫、呉信用金庫、しまなみ信用金庫 広島みどり信用金庫
信用組合	広島市信用組合、広島県信用組合、備後信用組合 両備信用組合、信用組合広島商銀、朝銀西信用組合 笠岡信用組合	広島市信用組合、広島県信用組合、備後信用組合 両備信用組合、信用組合広島商銀、笠岡信用組合
その他	商工組合中央金庫	商工組合中央金庫

○ 取扱金融機関へ提出された書類に記載されている個人情報については、制度の適切な運用に必要な範囲で、県において利用する場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

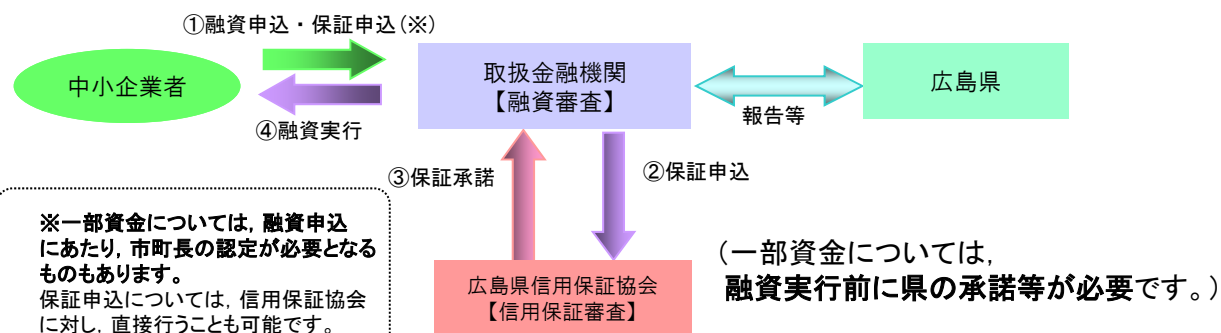
融資の決定について

融資決定は、最終的に金融機関の判断によって行われます。

また、一部の資金を除き広島県信用保証協会の信用保証承諾が必要です。



【融資までの一般的な流れ】



お問い合わせ先

【制度融資に関すること】

広島県 商工労働局 経営革新課

TEL: 082-513-3321

(〒730-8511 広島市中区基町10-52)

広島県公式ホームページ

広島県 広島県制度融資のご案内

検索

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/75/1168587452727.html>

【信用保証に関すること】

広島県信用保証協会

- ・ 本 所 (〒730-8691 広島市中区上幟町3-27 TEL 082-228-5501)
- ・ 福山支所 (〒720-0065 福山市東桜町1-21 エストパルク7階 TEL 084-923-4893)
- ・ 呉 支 所 (〒737-0045 呉市本通4-7-1 呉商工会議所ビル4階 TEL 0823-21-9281)
- ・ 備北支所 (〒728-0021 三次市三次町1843-1 三次商工会議所ビル1階 TEL 0824-62-3917)

〔令和4年4月1日時点〕